

電子申告義務化に向けた
企業様向け電子申告入門セミナー

2018年3月

INDEX

はじめに

I. 電子申告の概要

1. 電子申告とは
2. 電子申告のメリットとデメリット

II. 電子申告の一連の流れ

1. 事前準備
2. データ作成
3. 署名・送信
4. 事後処理

III. 事前準備（詳細）

1. 利用環境（P C、ネットワーク）の整備
2. 電子証明書の取得
3. ICカードリーダーの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ必要）
4. 利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得
5. 電子証明書の登録（国税のみ）
6. ダイレクト納付の事前登録（国税）
7. 提出先の登録（地方税のみ）
8. 事前準備における注意点

IV. 電子申告に影響のある税制改正の大綱内容

はじめに

平成30年度税制改正の大綱において、大企業（資本金1億円超）が行う法人税と消費税の税務申告（平成32年4月1日以降開始する事業年度より）のインターネットによる電子申告（e-Tax）の義務化が発表されました。

その背景としては、2015年度（平成27年度）の法人税申告では全体の75.4%（約196万件）、消費税申告では全体の73.4%（約143万件）が電子申告（e-Tax）を利用しているのに対し、資本金1億円以上の大企業に限っては、52.1%（約1万件）の利用にとどまっていることが挙げられます。

ちなみに、2016年度の法人税申告では全体の79.3%（約208万件）、消費税申告では全体の77.3%（約152万件）となっています。

本日のセミナーでは、電子申告の概要からシステムを利用した電子申告の一連の流れをご理解いただき、紙から電子申告へ移行する際の具体的なイメージを掴んでいただけたら幸いです。

- ・平成30年度税制改正の大綱（財務省HPより）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf

※2018年3月1日現在の情報をもとに作成しています。

I. 電子申告の概要

1. 電子申告とは

電子申告には、国税用と地方税用 2 種類のシステムがあります。

- ・ 国税用：国税電子申告・納税システム（e-Tax）といい、国税に係る申告・申請・納税などの手続きをインターネット等を利用して電子的に行うシステムです。
- ・ 地方税用：地方税ポータルシステム（eLTAX）といい、地方税に係る申告・申請・納税などの手続をインターネット等を利用して電子的に行うシステムです。

これまで、複数の都道府県や市区町村に申告等の手続きを行う場合には、作成した申告書等をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありましたが、eLTAXでは、利用者が作成した申告等の電子データを、インターネットで送信するだけでポータルセンタで受付処理を行い、申告データ等から提出先を判断してそれぞれの地方公共団体へ送信できます。

I. 電子申告の概要

2. 電子申告のメリットとデメリット

・メリット

①申告書提出業務の効率化

- ・ 申告書等の印刷や保管
- ・ 申告書等の代表取締役の自署捺印や社内手続としての捺印申請
- ・ 申告書等の郵送の手続や税務署へ行く手間

※地方に支店が多い企業で地方税の提出先の数が多い場合には、申告処理の効率化が期待できます。

②還付の期間短縮

- ・ 紙提出だと6週間程度かかるものが3週間程度に短縮

※電子納税（ダイレクト納付）による税金決済の簡素化

- ・ 納付手続が簡単な上、即時又は期日を指定して納付することが可能

I. 電子申告の概要

・デメリット

①社内の承認プロセスの再構築（業務フローの見直し）

捺印により、確定申告書について代表者から承認を得ていたという手続きの流れを変更する必要があります。電子署名の管理も必要になりますので、企業側としては電子申告義務化に向けて確定申告書の承認プロセスを再構築する必要があります。

②電子申告以外の書面提出

- ・データでの送信ができない書面については、規定の「送付書」を書面に添付して提出する必要があります。

例：データでの送信がむずかしい書面：財務諸表、勘定科目内訳書など

送信できない書面：減価償却の内訳書など

税制改正などで改定された法人税の別表などがe-Taxで受付可能となるまでの間

※P19「電子申告に影響のある税制改正の大綱内容」を参照ください。

参考：電子送信が可能な書面 <http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm>

Ⅱ．電子申告の一連の流れ

1．事前準備

- ①利用環境（パソコン、ネットワーク）の整備
- ②電子証明書の取得
- ③ICカードリーダーの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ必要）
- ④利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得
- ⑤電子証明書の登録（国税のみ）
- ⑥ダイレクト納付の事前登録（国税のみ）
- ⑦提出先の登録（地方税のみ）

Ⅱ．電子申告の一連の流れ

2．データ作成

①送信可能な形式でのデータ作成

課税側から提示されているデータ形式に合わせて申告データを作成します。

②添付資料（データ）の準備

一緒に送信する添付資料をデータ化し、申告データに添付します。

※国税・地方税ともに添付して送れるデータの容量には制限があります。

【国 税】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/imagedata/04.htm>

【地方税】 http://bizsearch-asp.accelatech.com/bizsearch_asp/publish?attrNum=2&corpId=atc140002&layout=1&urlId=47a9da2be9e87af092372c4e0c31e3c527c663c01c83ba04a5daff265d3e4d34

※地方税の申請・届出の添付資料のデータ容量の上限（申請書含む）は「4MB」です。

③紙提出資料の準備

データでの送信が認められていない添付資料の印刷等を行います。

Ⅱ．電子申告の一連の流れ

3．署名・送信

①署名

作成した申告データに電子証明書を付与します。

②送信

国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムへ送信を行います。

③即時通知確認

国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムから自動通知される「即時通知」で到達を確認します。

④受信通知（メール詳細、受付完了通知）の確認

「メッセージボックス」に格納されるメール詳細、受付完了通知で正常に受け付けられたことを確認します。

Ⅱ．電子申告の一連の流れ

4．事後処理

①紙資料の提出

紙で提出する書類がある場合には、国税では「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」を地方税では「添付書類・送付書」を提出する書類に添付して提出します。

※「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」「添付書類・送付書」の印刷
申告等データの送信後、メッセージボックスに格納された受付結果に添付された「申告書等送信票（兼送付書）」「添付書類・送付書」を印刷して添付します。

②ダイレクト納付（国税のみ）

メッセージボックスに格納された「メール詳細」から納付処理を行います。

Ⅲ. 事前準備（詳細）

1. 利用環境（P C、ネットワーク）の整備

電子申告は、利用者（企業側）が使用するパソコンと国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムがインターネットで申告等のデータをやり取りすることを前提としているため、利用にあたっては、インターネットが利用できる環境が必要となります。

また、プロキシなどで社外接続を制限している場合には、国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムへの接続を許可する設定が必要となります。

※ P Cの利用環境については、以下のHPでご確認ください。

【国 税】

<http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo1.htm>

【地方税】

<http://www.eltax.jp/www/contents/1399963634444/index.html>

Ⅲ. 事前準備（詳細）

2. 電子証明書の取得

- ・電子証明書には、「電子ファイル形式」と「ICカード形式」の2種類があります。
- ・ICカード形式の中には、代表者が変わった際に変更が必要となるものもあるため、取得をする際には、利便性やコストなどを考慮の上、ご検討ください。
なお、一般的には、低コストでICカードリーダーライタの必要がない、商業登記認証局の「商業登記電子証明書」が多く使われているようです。

※利用可能な電子証明書については、以下のHPでご確認ください。

【国 税】

<http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>

【地方税】

<http://www.eltax.jp/www/contents/1399963905507/index.html>

Ⅲ. 事前準備（詳細）

3. ICカードリーダーライタの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ必要）

- ・ ICカードリーダーライタを用意し、電子申告を利用するPCに接続します。
- ・ 電子証明書を読み込むためには、カードリーダーライタの接続だけでなく、カード自体のドライバソフトもインストールする必要があります。
また、他の業務等で利用しているカードと干渉し、共存できないケースがありますので、事前にご確認ください。

※利用可能なICカードリーダーライタについては、以下のHPをご参考ください。

【国税・地方税共通】

<http://www.ntt.com/business/services/application/authentication/jpki.html>

Ⅲ. 事前準備（詳細）

4. 利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得

- ・利用者識別番号は国税電子申告・納税システムで、利用者IDは地方税ポータルシステムでオンラインにて取得します。（※取得した利用者識別番号、利用者IDは永年利用可能）
- ・取得と同時にメッセージボックスが開設され、課税庁側から通知されるデータ送信後の結果やお知らせ等の様々なメッセージが格納されます。

※利用者番号、利用者IDは、以下のHPで取得できます。

【国 税】 https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi_confirm.htm

【地方税】 <https://www.portal.eltax.jp/apa/todokede/#eLTAX>

※利用者IDは仮パスワードで発行されるため、最初のログインで変更が必要になります。

※利用者識別番号と利用者IDは一法人につきそれぞれ一つの付与となるため、事前に経理部門以外で取得をしていないか確認をしてください。

Ⅲ. 事前準備（詳細）

5. 電子証明書の登録（国税のみ）

- 電子申告を利用する際の電子証明書を国税電子申告・納税システムへ登録します。
※地方税は利用者IDの取得時に電子証明書を利用して署名を付与しているため、別途、登録の必要はありません。
- 国税・地方税ともに電子証明書の有効期限切れなどで新しい電子証明書を利用することになった場合には、改めて登録が必要となります。
- 国税電子申告・納税システム・地方税ポータルシステムに登録をするため、電子申告で利用するソフトウェアが変わった場合でも、改めて登録をする必要はありません。

Ⅲ. 事前準備（詳細）

6. ダイレクト納付の事前登録（国税）

ダイレクト納付利用届出書を書面にて税務署に提出することで、国税電子申告・納税システムでの申告書等データ送信後、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日での納付が可能となります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を提出してから1か月程度かかります。

※取引先金融機関がダイレクト納付に対応していることを事前にご確認ください。

※詳細については、以下のHPにてご確認ください。

【ダイレクト納付について】

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4.htm>

【利用可能金融機関】

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/nozei-shomei/annai/24100030/kinyu.htm>

Ⅲ. 事前準備（詳細）

7. 提出先の登録（地方税のみ）

- ・ 電子申告を行うすべての地方自治体に対して税目等を登録します。
- ・ 提出先や税目等が追加になった都度、新たに登録が必要となります。

※「達人シリーズ」では、電子申告の送信時に簡単な操作で提出先登録が行えます。

8. その他の注意点

- ・ 電子証明書の取得には一定の時間がかかりますので、事前準備全体で1か月程度の時間を要することを鑑み、準備は3か月前程度から着手することをお勧めします。
- ・ 利用者識別番号、利用者ID、電子証明書それぞれでパスワードの設定が必要になります。混同しないようパスワードの管理には十分注意してください。

IV. 電子申告に影響のある税制改正の大綱内容

- 申告書、財務諸表等および添付書類の提出については、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax、eLTAX）により提出しなければならないこととする。（国税は光ディスクも可）
- 別表（明細記載を要する部分に限る。）、財務諸表及び勘定科目内訳明細書に係るデータ形式の柔軟化、勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化等を図ることと合わせ、電子情報処理組織の送信容量の拡大など運用上の対応を行うこととするほか、所要の措置を講ずる。
- 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難である場合、書面により申告書を提出することが認められるが、それ以外の理由により電子申告がなされない場合には無申告として取り扱う場合がある。
- 法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人事業税、地方法人特別税及び鉱産税申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。
- 法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることが可能となる。



NTT DATA

Global IT Innovator